

東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例（平成27年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会（東大和市介護保険条例（平成12年条例第29号）第10条の2に規定する東大和市介護保険運営協議会に専門部会として設置される介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、「（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）」を削り、同項第3号中「（平成11年厚生省令第36号）」を削り、同条第2項中「前項の規定」を「第1項の規定」に改め、「（東大和市介護保険条例（平成12年条例第29号）第10条の2第1項に規定する東大和市介護保険運営協議会をいう。以下同じ。）」を削り、同項の表中「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。